

区自治協議会委員推薦会議の委員の選任について

1. 区自治協議会委員推薦会議の人数及び役割について
新潟市区自治協議会条例施行規則より（一部抜粋）

【規則：第3条（推薦会議）】

第3条 委員の候補者（以下「委員候補者」という。）の選出手続を行うための組織として、区自治協議会に区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）を置く。

- 2 推薦会議は、区自治協議会の委員10人以内で組織する。
- 3 推薦会議は、区自治協議会の委員の構成の検討及び委員候補者の選考を行い、区自治協議会に委員候補者を推薦するものとする。
- 4 区自治協議会は、推薦会議の選考結果を尊重し、議決により、委員候補者を決定するものとする。
- 5 委員候補者の選出に関し区自治協議会があらかじめ議決により指定した事項については、推薦会議の議決をもって区自治協議会の議決とすることができる。
- 6 推薦会議の運営その他必要な事項については、区自治協議会が定める。

2. 区自治協議会委員推薦会議の構成等について
新潟市区自治協議会運営指針より（一部抜粋）

【推薦会議運営要綱概要及び取扱い】

① 要綱の趣旨

推薦会議運営要綱は、規則第3条第6項の規定に基づき、推薦会議の運営その他必要な事項について各区自治協議会が定めるものである。

② 推薦会議の構成

推薦会議の構成員は、委員10人以内で組織し、区自治協議会が選任する。なお、構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期と同じとする。

（構成員選任方法の留意点）

ア 区自治協議会が、構成員を決定する。

イ 第1号委員から6人以内を選出し、第2号及び第3号委員からそれぞれ1人以上、計4人以内を選出する。ただし、次期委員改選に当たり公募委員の募集に応じる委員は、推薦会議が委員の推薦手続きを始める前に構成員を辞任するものとする。構成員に欠員が生じた場合、区自治協議会が必要と認めるときは、補欠の構成員を選任するものとする（委員10人以内で組織するため、補充せず、例えば9人で組織してもよい）。

ウ 最終的に推薦結果を区自治協議会に諮るため、区自治協議会の会長及び副会長は構成員の資格があっても除外するものとする。

南区自治協議会 委員名簿（推薦会議委員選出用）

No.	区分	委員資格	氏 名	肩 書	推薦会議委員	備考
1	1号	コミ協代表	斎藤 栄樹	新飯田コミュニティ協議会		
2	1号	コミ協代表	栗田 修二	コミュニティ茨曾根代表		
3	1号	コミ協代表	須戸 官一	庄瀬地域コミュニティ協議会		
4	1号	コミ協代表	久保 安夫	小林コミュニティ協議会		
5	1号	コミ協代表	小林 誠	臼井地区コミュニティ協議会		
6	1号	コミ協代表	川村 朋生	大郷地区コミュニティ協議会		
7	1号	コミ協代表	有田 正己	鷺巻地区コミュニティ協議会		
8	1号	コミ協代表	本永 裕子	根岸地域コミュニティ協議会		
9	1号	コミ協代表	鞠子 幸一	大通コミュニティ協議会		
10	1号	コミ協代表	富井 敦	白根コミュニティ協議会		
11	1号	コミ協代表	笹川 和代	味方地区コミュニティ協議会		
12	1号	コミ協代表	渡邊 直樹	月潟コミュニティ協議会		
13	2号	公共的団体代表	関根 功雄	南区PTA連絡協議会		
14	2号	公共的団体代表	寺澤 和江	南区連合保健会		
15	2号	公共的団体代表	梅津 繁明	白根青年会議所		
16	2号	公共的団体代表	渡邊 喜夫	南区老人クラブ連合会		
17	2号	公共的団体代表	小嶋 ノリ	食生活改善推進委員協議会南支部		
18	2号	公共的団体代表	長澤 文彦	新潟みらい農業協同組合		
19	2号	公共的団体代表	森澤 達矢	味方商工会		
20	2号	公共的団体代表	中野 裕子	南区障がい者団体代表（南区手をつなぐ育成会）		
21	2号	公共的団体代表	大那 孝	南区観光協会		
22	2号	公共的団体代表	町屋 参吉	民生委員・児童委員		
23	2号	公共的団体代表	山宮 勇雄	南区社会福祉協議会		
24	2号	公共的団体代表	鈴木 照子	支え合いのしくみづくり協議体		
25	2号	公共的団体代表	松尾 正行	南区スポーツ協会		
26	3号	区長が必要と認めた者	田中 容子	有識者（地域教育コーディネーター）		
27	3号	区長が必要と認めた者	阿部 隆一	有識者（白根図書館協議会委員）		
28	3号	区長が必要と認めた者	和泉 美春	公募委員		
29	3号	区長が必要と認めた者	早見 真由美	公募委員		
30	3号	区長が必要と認めた者	小田 信雄	その他、区長が必要と認めた者		